

議会運営委員会

令和3年11月22日（月）

午前9時57分開会

○仲委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回定例会に伴う議会運営委員会を開催いたします。

なお、本日の事項に請願がありますので、紹介議員2名の出席を求めています。あらかじめ着席をお願いいたしましたので、御了承をよろしくをお願いいたします。

それでは、まず、市長から御挨拶があります。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和3年第4回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第64号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についてから、議案第67号、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての条例の一部改正議案が4件、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてから、議案第72号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの補正予算議案5件と、議案第73号、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定についてまでの議案計10件でございます。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長 どうもありがとうございます。

それでは、提出議案について、総務課長、説明をお願いします。

○竹平総務課長 それでは、今回提案しております議案について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第64号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についてにつきましては、本市出身で勉学に対する熱意あるもので学資の十分でない者に対し、向学心の高揚及び教育の機会均等に寄与するため、他市町の貸与額の状況や奨学金貸与選考委員の御意見を踏まえ、大学や短期大学、高等学校等、各対象者の現行の貸与額にそれぞれ年額6万円を増額した貸与額を新たに設け、現行貸与額との選択制とするものでご

ざいます。

次に、3ページ、議案第65号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産に伴う産科医療補償制度の見直しと出産育児一時金の額が改正されたことに伴い、本市条例で定める出産育児一時金を40万8,000円とし、産科医療補償制度に加入している場合の出産育児一時金加算額を1万2,000円に改めるものでございます。

次に、5ページの議案第66号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において未就学児に係る均等割額を軽減するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、8ページ、お願いします。

議案第67号、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、アクアステーションの運営体制の見直しを行うとともに、みえ尾鷲海洋深層水の新たな販路として通信販売を実施していくために条例を整備するものでございます。

次に、10ページ、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてから、14ページの議案第72号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの5議案につきましては、御手元に配付の一般会計補正予算（第11号）主要事項説明の1ページをお願いいたします。通知をさせていただきます。

今回の補正予算計上額は予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億1,215万7,000円の増額、国民健康保険事業会計で295万6,000円、後期高齢者医療事業会計で1,799万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

また、病院事業会計では、歳入で1億3,617万6,000円を増額し、歳出で2,026万円を減額、水道事業会計では、歳入で1万8,000円を増額し、歳出で731万1,000円を減額するものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。

一般会計の歳入の主なものについて説明をいたします。

12款分担金及び負担金232万4,000円の増額は、養護老人ホーム聖光園の入所者増加に伴う老人ホーム入所者負担金を増額するものでございます。

14款国庫支出金3,608万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金 2,840万3,000円の増額、利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金 374万8,000円の増額及び児童手当システム改修に係る子ども・子育て支援事業費 205万7,000円の追加が主なものでございます。

15款県支出金 1,303万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金 1,022万8,000円の追加が主なものでございます。

17款寄附金 2,302万4,000円の増額は、一般財団法人尾鷲みどりの協会より、林業振興事業寄附金として 2,230万円及び市内1法人より 72万4,000円の御寄附をいただいたものでございます。

18款繰入金 1,800万円の増額は、前年度の医療給付費負担金の精算に伴い、後期高齢者医療事業会計に繰り入れるものでございます。

20款諸収入 1,953万円の増額は、紀北広域連合負担金前年度精算金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりでございます。このうち、主なものについては、次の4ページで御説明をいたします。

まず、各款共通の人件費では、特別職 193万6,000円の減額は、市長の任期後における給料及び期末手当の20%減額分でございます。一般職 3,601万7,000円の減額は、会計年度任用職員に係る報酬 426万4,000円の減額、昇給や人事異動等に伴う給料 480万4,000円の減額で、職員手当 4,364万の増額は、職員の退職手当等の増額が主なものでございます。

次に、総務費では、一般管理費情報化推進事業で、地方創生臨時交付金を活用したウェブ会議用臨時端末及び関連備品購入費など、288万4,000円の追加。

財産管理費では、財政調整基金積立金 1,746万7,000円、尾鷲みどりの基金積立金 2,230万円など、今補正に伴う増額でございます。

企画費 87万円の追加は、地方創生臨時交付金事業として、伊勢鉄道協調支援負担金の追加でございます。

民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金 295万6,000円の増額、自立支援給付事業では、就労継続支援B型事業費など、利用者の増加に伴い 749万6,000円の増額。

老人福祉費は、入所者の増加に伴う養護老人ホーム聖光園指定管理料 752万9,

000円の増額。

児童措置費では、地方創生臨時交付金事業として、各保育園での地元水産物を活用した給食事業補助金77万6,000円の追加です。

衛生費では、ワクチン集団接種会場への医療従事者の派遣に対する新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金1,022万8,000円の追加、また、先般清掃工場敷地内で発生した事故に係る賠償金71万6,000円の追加でございます。

農林水産業費では、地方創生臨時交付金事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業協同組合に対する支援として、漁業設備更新事業補助金193万6,000円の追加。

教育費では、同じく地方創生臨時交付金事業として、中央公民館のLAN配線整備等で50万6,000円の追加でございます。

続きまして、6ページ、債務負担行為補正の追加でございますが、全部で28件ございまして、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、7ページ、国民健康保険事業特別会計では295万6,000円を追加し、歳入歳出総額を22億8,378万7,000円とするものでございます。

歳入は、一般会計からの繰入金295万6,000円の増額で、歳出は、1款総務費は人事異動に伴う人件費146万6,000円の減額、2款保険給付費は、出産育児一時金210万1,000円の増額、6款基金積立金は、国保財政調整基金積立金232万1,000円の増額でございます。

8ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は1,799万6,000円を増額し、歳入歳出総額を6億8,814万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものは諸収入で、前年度の療養給付費市町負担金の精算1,800万円の追加。歳出では、同じく諸支出金で、前年度の療養給付費市町負担金の精算に伴う一般会計への繰出金1,800万円の追加が主なものでございます。

9ページを御覧ください。

病院事業会計でございますが、収益的収入及び支出では、医業収益で1億8,820万9,000円の減額、医業外収益で新型コロナウイルス感染症対策の補助金3億3,008万5,000円の増額。支出では、医業費用で材料費3,172万1,

000円の減額等4,288万5,000円の減額、医業外費用で控除対象外消費税の増額等により2,855万円の増額でございます。

資本的収入及び支出では、収入で、医療機器整備事業債の減額により企業債が570万円の減額。支出では、医療機器購入費の減額による建設改良費592万5,000円の減額でございます。

次に、10ページ、債務負担行為補正でございますが、合計16件で、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、11ページ、水道事業会計でございますが、収益的収入及び支出の収入では、営業外収益で長期前受金戻入1万8,000円の増額、支出では、営業費用で人事異動に伴う人件費などの減による730万7,000円の減額が主なものでございます。

以上、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてから、議案第72号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの5議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻りまして、15ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第73号、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定についてでございますが、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を指定する施設の名称は、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園、指定管理者は、株式会社紫宝創建、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○仲委員長　ありがとうございます。

以上が提出議案、議案第64号から議案第73号までの10議案の説明でございますが、提出議案について、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　質疑はないということで、この提出議案については了承されたということにいたします。

続きまして、請願について、審議に入ります。

まず、事務局から、この請願について御報告をお願いいたします。

○高芝議会事務局長　それでは、事項書2番、請願について説明させていただきます。

ただいま通知させていただきました請願文書表（案）及び請願書写しのとおり、旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願でございます。

請願者は、尾鷲市矢浜1丁目25番25号、市民・住民まちづくりの会代表、楠裕次氏。紹介議員は、中村レイ議員、内山左和子議員及び西川守哉議員であります。

本日は紹介議員の皆様にご出席いただいておりますが、請願の内容につきましては、別紙、請願書写しのとおりでございます。

なお、この請願の取扱いにつきましては、本定例会2日目である12月6日に上程し、その後、所管の行政常任委員会に付託し御審査いただく予定としております。

説明は以上でございます。

○仲委員長　どうもありがとうございます。

局長の報告でございますが、会議規則第141条の中で紹介議員の委員会出席がありまして、今回、請願についての趣旨説明を紹介議員の方をお願いしたいと思います。一応、代表と書かれているのが中村議員でございますので、中村レイ議員に趣旨説明をお願いいたします。

○中村議員　それでは、趣旨説明をさせていただきます。

趣旨説明はここに書かれていますとおり、浸水域に公費を投入した親子3代健康公園の設置は非常に意味がないと考えてこれを出したということで、私たちが紹介議員としてこれを出させていただきたいと思います。

そして、何よりも私たちが問題視したい点について、少しお話しさせてください。

三田火力発電所跡地の再開発、再計画、非常に大事だと私たちが認識しております。その中で、230メートルの煙突撤去にあの土地全体が必要であったことは皆さんも御存じだと思いますけれども、もう一つ、栈橋というすごく大きな施設が残っています。その施設を中電が解体するにせよ、尾鷲市が解体するにせよ、すごく大変な工事になるんですけれども、そのことを理解されて、どれだけのバックヤードが必要で、どういう手順であの栈橋を撤去しなければならないということを勘案した上でここにこの公園事業をしようとしたのかということの検討がまずなされたのかどうかをお尋ねしたいと思います。説明していただけますか。

○仲委員長　あくまで今回は請願についての趣旨説明を求めておりますので、中村レイ議員の質問については受け付けられませんので、御了承ください。

趣旨説明、それでいいですか。文面についての説明もないですか。

○中村議員 はい。

○仲委員長 趣旨説明については、中村議員から以上のとおりでございますが、この請願の趣旨説明についての質疑のある方はお願いしたいと思います。何かございますか。

一応、議運の中で、この請願が適当であるかという意味の中では、ある程度の意見をいただきたいと思うんですけど、なければ、私のほうから。

○小川副議長 皆さん、ないみたいで、オブザーバーなので、皆さんがなかったら二つぐらいちょっと聞きたいことがあるんですけど、この請願は、市民・住民まちづくりの会から提出されておりますけれども、会員の総意であるのか、まず、総意であるのかどうか、それをお答えいただけますか。

○中村議員 会員の総意です。これは、会員を募集するに当たり、このことについて説明して会員になっていただいています。それと、もう一つは、この案件についてだけの署名も集めております。人数については、後ほど代表のほうから数字は出させますので。

○小川副議長 署名してもらった方の総意と言われているみたいなんですけど、総会とかを開いて決議したわけではないんですよね。

○中村議員 これに関しての総会はまだ始まったばかりで行っておりませんが、この会を発足させるに当たっての説明で会員募集をしておりますので、この案件については会員の了解済みです。

○小川副議長 これまで執行部のほうから、令和2年11月10日、モデル中間報告とか、いろいろ野球場の移転補償に関わる基本協定書なども令和3年1月21日に報告されておりますけど、議会として承認されておりますけれども、承認というのも議決の範囲内だと思うんですけど、紹介議員の中村議員、議会の議決って重いものだと思うんですけど、それに対する反対の請願ということをどのようにお考えなのか、教えていただけますか。

○中村議員 すみません。議会の議決内容について、この土地で親子3代の公園に……。

○小川副議長 そういうことを聞いておるんじゃないしに、議決内容の重みということに対し中村議員の考えを教えてください。

○中村議員 すみません、それはいつの議決で、もう一度説明していただけますか。

○小川副議長　　令和2年11月10日、SEAモデル中間報告について、開発コンセプトとして、スポーツ振興ゾーン、新野球場、多目的スポーツ芝生広場、築山を示しました。野球場の書面が示され、広域ごみ処理施設の代替施設として整備することが報告をされています。議会も承認しております。令和3年1月21日、野球場の移転補償に関わる基本協定書、5市町で協定を結んでおります。これも議会が承認をしておりますね。あと、令和3年3月15日、おわせSEAモデルスポーツ振興ゾーン、これに対して、広域ごみ処理施設代替野球場建設については、社会資本整備総合交付金2分の1を使うということで報告もされております。これも承認されております。そしてまた、3月31日、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料、臨時議会でこれも承認されております。また、令和3年10月22日、おわせSEAモデルスポーツ振興ゾーンについて、スポーツによる集客交流を推進する、親子3代が、今言われたところですね、集う整備公園、野球場、多目的スポーツ広場、キッズパークに係る工程表を示され、議会にて承認をしておりますけど、その議決に対してどうなのかということです。

○中村議員　　その議決に対して、本会議での議決があったということですか。

○小川副議長　　承認されたことも議決の範疇に入ると思うんですけど、たしかそのとおりですよ、議長、そうですね。

○三鬼議長　　承認というのは、委託費用を認められたという部分になるかと思います。あとは、厳密に言えば、施策推進を議会としても受け止めてきたという形の中で、これも賛否両論あって構わないことですので、それが平均的なことで、説明していること自体が間違っていないですけど、承認というところの範囲につきましてはそうだと思います。

○仲委員長　　よろしいですか。

○中村議員　　その説明の中にちゃんとした説明があったのかというのが、私にも分かりませんし、その議決に関して予算が認められたということは認めます。だから今こうして出てきたわけですよ。予算が出て、それが承認されて、この計画書が出てきましたよね。それについて私はとやかく申しておりません。ただ、予算がついて、そして計画が出てきて、その計画が明白になった今、非常に不備があると私たちは考えておりますので、それについてもう一度ここで審議したいと思ましてこれを出させていただきました。

○小川副議長　　あくまでも質疑なんですから、疑義に対して僕は質問しているんですから、思いとかを聞く場所じゃないと思うので、その疑義に対して、議会の議

決の重みについてどういうお考えですかということでお答えください。

○中村議員 十分理解しておりますので、議決に対しての問題視は一切しておりません。

○仲委員長 実はその話なんですけど、ちょっといいですか、関連でございますので。

今の質疑のやり取りを見ておったわけですけど、今年の3月31日に多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料を臨時議会で承認をされております。1,632万1,000円。これについては、この前の10月22日に中間報告で平面図が示されました。ということは、既にこの計画が進捗していることを紹介議員の皆様が認識した上で請願を出されたかどうか、そこをお答えください。

○中村議員 認識しております。その計画内容について、今回出させていただきますました。

○仲委員長 ほかにございますか。

○濱中委員 常任委員会で審議をする上で、それまでに求めておきたい資料があるなと思いますので、その点をお願いしたいと思います。この中に高電圧変電所の交流磁場という文言がございます。これに関して、科学的根拠、あと、ここでは何十年にもわたって職場として従事された多くの方がいらっしゃるの、その人たちに出た健康被害があるのであれば、その辺りの資料を常任委員会までに求めたいなと思います。委員長、お願いしてよろしいですか。

○仲委員長 ただいま濱中委員から交流磁場、言うたら電磁波の関係だと思うんですけど、その健康被害が人体にあるかどうかという資料を紹介議員、資料を用意できますか。

○中村議員 この健康被害ということについて、科学的、医学的にそれが何かということというのは、ワクチンと一緒に非常に出にくい事例の中に入ってくるので、できるだけ集めさせていただきます。

○小川副議長 関連しまして、執行部も調査とか許可とかその内容とか、聞いていると思うんですけど、中電との話合いで磁場については。そういう資料ありますか。執行部のほうには。

○下村副市長 中電のほうから資料はいただいております。

○仲委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三鬼議長 質疑じゃないんですけど、先ほど、中村レイ議員の発言、委員長が説明した中で、議員として継続であろうと新人であろうと差はないので、議会が議

決したことに何ら差がない。そのために図書室を設けまして、議事録、何十年という議事録を全て置いてありますので、新人の今回から議員された方は、その辺の確認をされた上で発言というのをしていただきたいというのが1点と、あと、先ほど中電のほうから資料をいただけるということをしたんですけど、実はこれを提出された折に、中電という第三者機関のことがこのように抽象的に載っておりましたので、提出者に文章を改める気は、具体的にどこがとは言いませんけど、この文書でいいんですかって、改める気はないんですかって意見を求めたところ、文章を変える気はないということでしたので、この辺は本人がそのときに申出てくれておれば、私を含めて事務局も、この辺は第三者機関であるということときちっと根拠があるのかということをお指導させていただきたかったんですけど、請願につきましては、発議と違って、市民であっても市民じゃなくても出せて、その代わり、議員が担保するということがありますので、その辺も含めて、提出していただいたときにちょっとそういう思いもあったんですけど、提出者が文章は変えないということがありましたもので、このまま受け取らせてもらっております。

○仲委員長　　ただいまの議長の報告は、この請願の文書の中で中段ほどに高電圧変電所に隣接しており、交流磁場等により健康な場所とは言えませんという文面が、やはり議長の指摘がありまして代表者に伝えたところ、この文面については変更しないという発言があったということで御報告をいたします。

○三鬼議長　　具体的にはどこのこと言うんじゃないですけど、文章がちょっと気になりましたもので、文章を変える気ありませんかと言ったところ、これ以上変える気がないということでしたので、私はそう受け止めました。

○仲委員長　　ほかに質問、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　なしということで、この請願については、後ほどまた全協でお願いしたいと思います。

次に、3番目の議員派遣について。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書3番、議員派遣について説明させていただきます。

ただいま通知いたしました議員派遣一覧表に記載のとおり、令和4年1月19日に熊野市において、第163回三重県市議会議長会定期総会が開催される予定でございます。議長とともに小川副議長が出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により議決をいただくものでございます。

なお、この議員派遣につきましては、本定例会最終日に議決いただく予定としておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長 よろしいですか。

続きまして、4番目の会期及び議事日程（案）について、事務局から願いたします。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書4番、会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は11月30日火曜日から12月15日水曜日までの16日間でございます。会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。11月30日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明（審議留保）。これは、先ほど執行部から説明がありました議案第64号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についてから、議案第73号、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定についてまでの計10議案についてでございます。

次に、翌12月1日水曜日から3日金曜日までは議案調査、4日、5日は土日のため休会となります。6日月曜日午前10時より本会議を再開し、11月30日に上程提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入らせていただきます。9日木曜日から土日を挟みまして、13時月曜日は行政常任委員会を開催し、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。14日火曜日は予備日とし、15日水曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い閉会となる予定でございます。

委員長、続けて、各通告書について説明させていただいてよろしいでしょうか。

○仲委員長 願いたします。

○高芝議会事務局長 それでは、引き続き、各発言通告書の提出期限でございますが、一般質問発言通告書及び議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、申合せによりまして、12月1日水曜日の午前11時までとさせていただきます。

討論発言通告書提出期限につきましては、12月14日火曜日の午前11時までとさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしく願いたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長　以上が会期及び議事日程案等、一般質問等でございますが、このことについて何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　なしと認めます。

以上で本日の議運の全てが終了いたしましたので、これで閉会をいたします。

（午前10時31分　閉会）